

d カード利用規約（会員規約）（カード会員番号が「4980」、「5302」、又は「5334」からはじまる d カード会員向け）の一部改正

[改正]	[現行]
<p>本規約は、d カード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方（カード会員番号が「4980」、「5302」、又は「5334」からはじまる d カード会員）と、当該承諾をした当社との間に適用されます。</p> <p>第1部 一般条項 <第1章 総則></p> <p>第1条（略） 第2条（定義） 本規約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。 （1）～（18）（略） （19）「カード暗証番号」 カードサービスの利用時に、利用者が会員本人であることを確認する目的で、加盟店、ATM 機若しくは CD 機、または当社指定アプリ若しくは第45号の Member's Menu のウェブサイト等において入力を求められる4桁の番号 （20）～（43）（略） （44）「サービスサイト」 d カードサービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト<https://dcard.docomo.ne.jp>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。） （45）「Member's Menu」 当社が Member's Menu と呼称しているインターネット上の会員向けサービス</p> <p>第3条（略） <第2章 d カード 契約の締結></p>	<p>本規約は、d カード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方と、当該承諾をした当社との間に適用されます。</p> <p>第1部 一般条項 <第1章 総則></p> <p>第1条（略） 第2条（定義） 本規約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。 （1）～（18）（略） （19）「カード暗証番号」 カードサービスの利用時に、利用者が会員本人であることを確認する目的で、加盟店、ATM 機若しくは CD 機、または当社指定アプリ若しくはサービスサイト等において入力を求められる4桁の番号 （20）～（43）（略） （44）「サービスサイト」 d カードサービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト<https://d-card.jp>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）</p> <p>第3条（略） <第2章 d カード 契約の締結></p>

第4条～第13条（略）

第14条（ご利用携帯電話番号の届出）

1 契約申込み者及び本会員は、自身のご利用携帯電話番号として、携帯電話番号又はキャリアフリーdアカウント（ご利用携帯電話番号として届け出できるキャリアフリーdアカウントは、契約申込み者及び本会員に対して発行されたものに限られます）を当社へ届け出るものとし、当社は、これに基づき、契約申込み者又は本会員から届出のあった当該携帯電話番号又はキャリアフリーdアカウントを本会員のご利用携帯電話番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。

（1）携帯電話番号の届出がなされた場合であって、契約申込み者又は本会員が、ご利用携帯電話番号として利用することについて当該携帯電話番号の契約名義人の許諾を得ていないとき

1（2）～2（略）

3 本会員又は家族会員は、第1項及び第2項に基づく各会員に係るご利用携帯電話番号の届出について各会員自身が携帯電話番号の契約名義人（以下「ご利用携帯電話番号の契約名義人」といいます）でない場合も、ご利用携帯電話番号の契約名義人から各会員のご利用携帯電話番号として利用することの許諾を得ていることを条件に、各会員に係るご利用携帯電話番号として当該携帯電話番号を届け出て、登録を受けることができます（以下、ご利用携帯電話番号の契約名義人が会員本人でない場合の会員を「ご利用携帯電話番号異名義利用者」といいます）。なお、本会員又は家族会員がご利用携帯電話番号異名義利用者の場合は、dカード契約締結後に当社が指定するインターネットウェブサイトから別途ご利用携帯電話番号を登録する必要があります。

4・5（略）

第3章～第5章（略）

〈第6章 雑則〉

第44条～第46条（略）

第4条～第13条（略）

第14条（ご利用携帯電話番号の届出）

1 契約申込み者及び本会員は、自身のご利用携帯電話番号として、携帯電話番号又はキャリアフリーdアカウント（ご利用携帯電話番号として届け出できるキャリアフリーdアカウントは、契約申込み者及び本会員に対して発行されたものに限られます）を当社へ届け出るものとし、当社は、これに基づき、契約申込み者又は本会員から届出のあった当該携帯電話番号又はキャリアフリーdアカウントを本会員のご利用携帯電話番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。

（1）携帯電話番号の届出がなされた場合であって、本会員が、ご利用携帯電話番号として利用することについて当該携帯電話番号の契約名義人の許諾を得ていないとき

1（2）～2（略）

3 本会員又は家族会員は、第1項及び第2項に基づく各会員に係るご利用携帯電話番号の届出について各会員自身が携帯電話番号の契約名義人（以下「ご利用携帯電話番号の契約名義人」といいます）でない場合も、ご利用携帯電話番号の契約名義人から各会員のご利用携帯電話番号として利用することの許諾を得ていることを条件に、各会員に係るご利用携帯電話番号として当該携帯電話番号を届け出て、登録を受けることができます（以下、ご利用携帯電話番号の契約名義人が会員本人でない場合の会員を「ご利用携帯電話番号異名義利用者」といいます）。なお、本会員又は家族会員がご利用携帯電話番号異名義利用者の場合は、dカード契約締結後別途サービスサイトからご利用携帯電話番号を登録する必要があります。

4・5（略）

第3章～第5章（略）

〈第6章 雑則〉

第44条～第46条（略）

第47条（規約の変更、承認）

1（略）

2 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をサービスサイトにおいて公表する方法又は当社から本会員に通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により本会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に本会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

3（略）

第48条～第52条（略）

第2部 ショッピングサービス

〈第1章 ショッピングサービスの利用〉

第53条～第65条（略）

第66条（遅延損害金）

1 本会員が第38条によりショッピング利用代金の期限の利益を喪失したときは、その全額について期限の利益喪失の翌日から完済の日まで、次の区分による遅延損害金をお支払いいただきます。

2（略）

第2章（略）

第3部 キャッシングサービス 第1章～第3章(略)

〈第4章 キャッシングサービスに関するその他の取扱い〉

第93条（略）

第94条（遅延損害金）

本会員がキャッシング利用代金の支払いを遅滞した場合には、お支払いいただくべき元金に

第47条（規約の変更、承認）

1（略）

2 当社は、前2項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をサービスサイトにおいて公表する方法又は当社から本会員に通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により本会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に本会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

3（略）

第48条～第52条（略）

第2部 ショッピングサービス

〈第1章 ショッピングサービスの利用〉

第53条～第65条（略）

第66条（遅延損害金）

1 本会員が第38条によりショッピング利用代金の期限の利益を喪失したときは、その全額について期限の利益喪失の日から完済の日まで、次の区分による遅延損害金をお支払いいただきます。

2（略）

第2章（略）

第3部 キャッシングサービス 第1章～第3章(略)(略)

〈第4章 キャッシングサービスに関するその他の取扱い〉

第93条（略）

第94条（遅延損害金）

本会員がキャッシング利用代金の支払いを遅滞した場合には、お支払いいただくべき元金に

<p>対し支払期日の翌日から完済まで、また、期限の利益を喪失した場合には、残元金全額（付利単位1,000円）に対し期限の利益喪失の翌日から完済の日まで、それぞれ年20.0%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割り計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。</p> <p>第95条（略）</p> <p><u>附則（2022年11月4日）</u></p> <p>1 この改定規約は2022年11月4日より実施します。</p>	<p>対し支払期日の翌日から完済まで、また、期限の利益を喪失した場合には、残元金全額（付利単位1,000円）に対し期限の利益喪失の日から完済の日まで、それぞれ年20.0%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割り計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。</p> <p>第95条（略）</p>
--	---